

第31回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年1月25日(木)午後2時02分～午後2時32分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員

(農業委員)

1 番 太田香代子	2 番 廣瀬博一	3 番 伊崎美代子	4 番 木下勝徳
5 番 小川一英	6 番 植木健太郎	7 番 楠田耕三	8 番 平 光正
9 番 中野裕二	10 番 本多利任	11 番 山下勝也	12 番 山崎伸吾
14 番 水田 勇	16 番 金子初夫	17 番 馬場正国	

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

21 番 野原重光	23 番 田中八郎	24 番 本多正敬	27 番 内田一郎
28 番 末吉秀明	29 番 神崎好史	30 番 中村康弘	31 番 石橋浩昭
32 番 石橋正浩	33 番 山口俊一	34 番 松尾和昭	35 番 寺田俊秀
36 番 末續公德	37 番 原田久也	40 番 柴内成世	41 番 三宅東英
42 番 本多晋介	44 番 山本敏晴	45 番 宮崎陽一	46 番 相良栄一郎
47 番 本田勝彦	48 番 飛永敏博		

4 欠席委員

(農業委員)

13 番 寺田健蔵 15 番 中村修治

(農地利用最適化推進委員)

19 番 吉岡長久	20 番 田中芳邦	22 番 中山秀樹	25 番 増田孝徳
26 番 北岡新市	38 番 岡田裕弥	39 番 浅田修弘	43 番 宮崎 努

5 議事録署名委員 8 番 平 光正 9 番 中野裕二

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 本多 守 円口智仁 山口朋子

[日 程]

議案第129号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第130号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地転用許可不要案件届出について
- ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） ただいまから第31回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、13番寺田委員、15番中村委員、19番吉岡委員、20番田中委員、22番中山委員、25番増田委員、26番北岡委員、38番岡田委員、39番浅田委員、43番宮崎委員のほうから欠席の報告がございます。それと、7番の楠田委員から少し遅れるということが、連絡があります。出席農業委員数は16名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、以降よろしくお願いたします。

議長 皆さん、遅くなりましたが、明けておめでとうございます。

本日は、第31回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

令和6年最初の総会ですが、皆様ご承知のとおり、年始から大きな災害や事故が続いております。元旦に発生しました能登半島地震では震度7を観測し、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。この地震により233名の方がお亡くなりになられ、発生より3週間経過していますが、復旧作業は僅かしか進まず、避難生活を余儀なくされている方々は1万5千人に及んでおります。この地震によりお亡くなりになりました方々に対し、謹んで哀悼の意を表すとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、農地制度に関わることですが、明日召集の通常国会に、優良農地の安易な転用を防ぐ農業振興地域整備法（農振法）改正案などが提出される予定となっております。内容は、農用地区域を変更する場合、県の同意基準を厳格化、農地面積の目標に対して国が勧告できるなどとなっております。農地の維持確保を行うには、農家の減少、高齢化が進む中、担い手対策や労働力の確保が不可欠であり、本市においても実耕作者がいない農地が増えていくことが懸念されておりますので、動向を注視していきたいと考えているところでございます。

事務局長からは、農業委員18名中出席委員は16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に8番平委員、9番中野委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

議案第129号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） どうも皆様、明けておめでとうございます。また今年もよろしくお願いたします。

それでは、座って説明いたします。

議案第129号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

2ページをお願いします。

今月は贈与1件の568平米となっております。

（議案129号 番号1を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われます。以上でございます。

議長 1番の案件は有家の案件であります、有家の委員さんいかがでしょうか。よろしいですか。
(「はい」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第130号 農用地利用集積計画の決定について**を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第130号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。
3ページをお願いします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規のみ計1件の717平米となっております。使用貸借権は今月はありませんでした。所有権移転につきましては、売買が7件、1万3,440平米、贈与が1件、63平米、合計が8件になりますが、1万3,503平米となっております。中間管理事業の一括方式分につきましては、新規が賃貸借権9件、1万7,060平米、使用貸借権が1件の2,600平米、合計が10件、1万9,660平米となっております。なお、再設定が、賃借権のみですけれども3件、730平米となっております。中間管理事業の全体としましては、賃貸借権が16件、1万7,790平米、使用貸借権が1件、2,600平米、合計が17件、2万390平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式につきましては朗読を割愛させていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。

(議案130号 賃貸借権 番号1新規設定、所有権 番号2～9を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではありますが、5ページ番号16、番号17は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等はありませんか。

ちょっと事務局から説明、補足がありますので、事務局どうぞ。

事務局(〇〇) 採決の前に、取りあえずすみません。事務局から1点補足をさせていただきたいと思ひます。

5ページの16番、出し手のほうが〇〇さん、そして受け手のほうが〇〇さんというところがございますが、見てのとおり、出し手のほうは複数の所有者の農地になっております。これは、平成30年の法改正によりまして、共有不明者農地制度というのを使われて今回の審議に当たっているところがございます。

簡単に説明申し上げますと、通常、農地の未相続農地につきましては、ご承知のとおり、2分の1を超える権利の同意書が必要になってまいります。ただし、その遺贈分の農地につきましては、継ぐ子供がいたらいいんでしょうけれども、そのおじいさんとかその前のひいじいさんとか、そういう数名になった場合、相続人が多数になって、今はもう疎遠になっていたり、もう分からないという状態もあるかと思ひます。その場合、一人その相続人がいる。ない場合もあるので、

今回一人相続人が分かっている場合、その所有者の方の子どもまで遡って農業委員会に再探索してくださいということが中間管理機構からあった場合に、農業委員会で探索しまして、その所有者の子どもまでを調べて、死亡なり生きていたらしゃれば同意されますかということを確認して、それでオールオーケーですとか、例えばもう帰ってこなかったという場合もありますので、そういった場合、結果を公告しまして、2か月間公告をします。その結果を県のほう、農地中間管理機構に戻しまして、県の裁定によって農地バンクのほうでこういうふうに借りられるという内容になります。利用権の設定期間につきましては、最大40年まで借りることができます。

そういうことになりますので、今回複数人があって、おじいさんまたはその関係者ということで調べましたが、結果的には見つからなかったり同意がもらえたりとありましたけれども、こういう形で県の裁定を受けまして、共有不明者農地制度を使つての利用権設定ということになりますので。ちょっとややこしくなりましたが、補足ということで説明をさせていただきました。失礼いたしました。

議長 今16番の補足説明でありましたが、先ほど申しましたように16番、17番を除いて、皆さんから何かご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 次に、では、ただいま説明がありました16番に関して審議したいと思います。

農業委員会に関する法律第31条の規定による除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 16番についてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨の回答でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようで、支障がない旨の回答をいたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 次に、番号17について審議いたします。

本委員会の申合せにより推進委員に対しても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇推進委員退席 ————

議長 番号17についてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨の回答でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障ない旨の回答をいたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇推進委員入席 ————

ご意見がありませんので、議案第130号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、議案第130号 農用地利用集積計画を承認することに決定いたし

ます。

次に、7ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

8ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これもご覧ください。

9ページ、**農地転用許可不要案件**についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、農地転用許可不要案件届出について説明いたします。

9ページをお願いします。

番号1、南有馬町の〇〇さん、南有馬町〇〇、地目が畑、現況も畑です。地積が19平米となっております。届出の事由につきましては、転用の目的は駐車場です。農作業時の駐車場として利用したいということでございます。

農作業時の駐車場の面積は19平米となっております。隣接農地には軽トラックを駐車するスペースがないため、駐車場として利用したいということでございます。現状のまま整地し、土留め工事して土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては北側にある水路に放流予定となっております。なお、届出人より、農作業用駐車場であるため、届出が必要であることを失念しており、既に工事に着手していることについて、今後はこのようなことがないようにするのでということで、寛大なご処置をお願いする旨の始末書の提出がっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。1月23日午後1時50分から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で行きました。場所は、旧〇〇小学校から県道山口南有馬線を〇〇方面へ200m行ったところから左に50m下り、細い道を行ったところになります。駐車場として利用したいという事由でした。雨水に関しては北側にある既存の水路に流すということで、何ら問題がないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員のご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が説明したとおり、何ら問題はないと思います。審議のほどをよろしく願いいたします。

議長 皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理したいと思います。

次に、10ページ、**非農地証明書交付願**が出ておりますので、番号1の案件について事務局の説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、非農地証明書交付願について説明いたします。

10ページをお願いします。

番号1、諫早市の〇〇さん、口之津町〇〇、地目が畑、現況が宅地です。地積が182平米となっております。転用の目的は宅地です。昭和56年頃から農業用の物置用地として利用されております。

昭和56年頃、既に故人である願出人の父親が兼業農家として営農されていたときに農業用の

物置として設置し、利用されておりました。南島原市農業委員会非農地証明交付基準の第2条の(3)、過去において農地転用許可不要案件で処理できた土地であって、現況及び引き続き非農地である土地であるため、証明基準を満たしているものと思われま。なお、設置されたときに農業経営をしていたことが確認できる書類として、地元自治会長と近隣の住民から証明書の提出があつております。また、農業用施設であつたことを確認できる書類といたしまして、現況の建物内部の写真の添付をいただいております。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先般23日2時ぐらいに現場を〇〇農業委員と〇〇推進委員と事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は、〇〇警察署があつて、それから〇〇中学校がある道をずっと上って100mぐらいのところが現場です。先ほど事務局からありましたように、いろいろですけども、農業をやつて農業用の倉庫を造つて小屋を造つてと。農地であつたということで、もう削つてやつたということですが、そういう転用のほうは買えばよかつたんでしょうけれども、それが宅地ということで、転売といういろいろな事情があられるみたいで、そういうことで宅地にしなければいけない状況になつたということでございます。何ら問題はないと思われまですけども、ご審議のほどよろしく願ひいたします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番の〇〇です。〇〇委員が言われたとおりに、何も問題ないと思ひます。

議 長 200平米以下ということで、届け出ておいてよかつた案件になりますが、当初から農業をやつとつたという署名がありますので。

皆さんからご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 この願出人さんが諫早市になつてゐるんですけども、この関係はどういう関係になつてゐるんですか。

議 長 事務局、お願いします。

事務局(〇〇) 今の願出人の方が諫早市の方なんですけど、こちらがもともと農業をされてゐたお父さんという、先ほど関係は言ひましたけれども、親子関連になりますね。それで、建てられた方がもう既に亡くなられてゐて、相続をされたということで、この土地の今の名義がこの〇〇さんになつてゐるというような関係になつております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議 長 ほかにご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よつて、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。